

給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税について

給与所得者に対する定額減税に関して、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）については、その主たる給与の支払者のもとで源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われ、給与の支払者は次の事務を行うことになります。

- ① 月次減税事務…令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含む）に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務
- ② 年調減税事務…年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務

国税庁では、国税庁ホームページ内の定額減税に関する特設サイトを開設し、制度周知用パンフレットやQ&A等を掲載(掲載情報は随時更新)しています。



<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

制度に関するお問い合わせは・・・

給与と支払者向け所得税定額減税コールセンター

電話番号：0570-02-4562 受付時間：9:00～17:00（土日祝除く）